中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について

平成13年4月23日 総合政策部会長決定

	総合政策部会長決定
事項	
1. 会議の公開及び 出席者	
(1)会議の公開	① 小委員会及び専門委員会は、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とし、それ以外の場合には公開するものとする。 ② 前項の公開又は非公開の取扱いは、当該小委員長又は専門委員長が決めるものとする。 ③ 小委員長及び専門委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課すことができる。
(2)代理出席	代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。
2. 会議録等	
(1)会議録の内容	① 小委員会及び専門委員会の会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。② 小委員会及び専門委員会の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
(2)会議録の配布	小委員会及び専門委員会の会議録は、当該小委員会又は専門委員会 に属する委員等に配布するものとする。
(3)会議録及び議事 要旨の公開	① 公開した小委員会及び専門委員会の会議録は、公開するものとする。② 小委員会及び専門委員会の会議の議事要旨は、公開するものとする。③ 公開した小委員会及び専門委員会の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。
3. その他	上記に規定するもののほか、小委員会及び専門委員会の運営に関し 必要な事項は、小委員長又は専門委員長が定めることができるものと する。